

白岡ニュータウン自主防災会規約

平成 26 年 4 月

白岡ニュータウン自治会

(名称)

第1条 この会は、白岡ニュータウン自主防災会（以下「本会」という）と称する。

(本会の位置付けおよび本部の所在地)

第2条 本会は、白岡ニュータウン自治会（以下「自治会」という）内に設置し、本会の本部は、自治会事務所内におく。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という）による、被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の調達・管理に関すること。
- (6) 災害時要援護者の登録・管理に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、自治会員によって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 4人（内 1人は自治会長が当たる）
 - (3) その他役員 必要数
 - (4) 会計監査役 2人（自治会監査理事が当たる）
- 2 役員を選出は、自治会員よりの立候補又は推薦による。
- 3 役員の任期は、3年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を行う。
- 3 会計監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会をおく。

(総会)

第9条 総会は、自治会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長及び役員によって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。

- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出、救護及び避難誘導に関する事。
- (5) その他必要な事項。

(会費)

第12条 本会の会費は、個別徴収しない。

(経費)

第13条 本会の運営に要する経費は、総会の決議を経て、自治会よりの補助金等をもってこれに当てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回会計監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 会計監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

○この規約は、平成8年8月20日から施行する。

○平成26年4月29日の第26回通常総会で規約の一部を改正し、平成26年4月1日から適用する。